

第五節 雜 則

(基準の特例)

第二十三條 この章の規定は、製造所等について、市町村長等が、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

[本条改正・昭六三政三五八]

趣旨

本条は、一定の限られた場合には政令第三章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準（以下この条の解説において「政令第三章の基準」という。）によらず特例によることができる」とを認める規定である。

この規定が設けられた趣旨は、一般基準による危険物規制という消防法の原則と多種多様な危険物施設という現実との調整という点にある。

そもそも昭和三十四年の法改正以前においては、各市町村長が「市町村条例の定めるところにより」それぞれ

独自の立場で危険物規制事務を行っていたため、その基準が地域によって異なるという不都合が生じていた。そこで、当該事務については全国を通じて統一的に処理すべきであるとの観点から、昭和三十四年の法改正により國の事務とし、市町村長又は都道府県知事に機関委任したのである。このため、消防法上危険物及び危険物施設を類型化し、その基準も一般的に当てはまる基準として規定してある。即ち、危険物規制事務の全国的統一を図るという立法目的から、政令第三章の基準は原則として一般的なものを対象として考えられており、特殊な場合はごく一部を除き規定されていない。

なお、地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）により、從来、機関委任事務であった消防法に基づく危険物規制事務は、現在では自治事務となっている。しかし、危険物規制事務については、全國統一的な処理を行うという立法目的の原則は維持され、自治事務となつた後であっても政令等で定めることとされた（平成十一年八月十二日消防予第二百四号・消防危第七十三号）。

一方で、現実の社会には一般基準に適合しない特殊な構造や設備を有する危険物施設が存在するし、科学技術の進歩に伴つて一般基準において予想しない施設も出現する可能性がある。また、危険物の種類、数量等によっては一般基準を適用しなくとも消防法上の安全確保という目的が達せられる場合がある。

このような規制の原則と現実とのずれを調整するには、消防法令の改正を臨時行って、様々な状況にある危険物施設や新しく出現する危険物施設に関する基準を作っていくことがひとつ望ましい方法であるが、全ての状況や新技術に対応する基準を状況や時間の変化に応じて同時的に制定していくことは、極めて困難である。そこで一般的な基準を前提としつつ、改正等によらずとも様々な状況や新しい技術の出現に対応できるようにするため、市町村長等の判断と責任において、政令第三章の趣旨を損なうことなく実態に応じた運用を可能とするというのが本条の趣旨である。

解釈

一 本条の規定は、消防法令にいう「製造所等」についてのみ適用される。すなわち、製造所、貯蔵所又は取扱所のいずれかに該当するものであることが適用の要件である。この場合において、貯蔵所については、政令第二条により、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所の七つに施設区分をしているので、このいずれかに該当するものでなければ本条の適用の余地はない。例えば、屋外の場所において第一類又は第五類の危険物を貯蔵しようとする施設でタンクによるもの以外のものは、「屋外貯蔵所」にも「屋外タンク貯蔵所」にも該当しないのでそもそも許可が認められず本条も適用されないこととなる。(政令第二条の解説参照)。

これに対し、「製造所」については施設区分がなく、危険物の製造を目的とする施設であればどのような形態のものもこれに含まれることとなるので、本条を適用し、その位置、構造、設備の一部又は全部について特例を認めることが可能となる。

さらに「貯蔵所」又は「製造所」以外の施設で、給油取扱所、販売取扱所又は移送取扱所のいずれにも該当しないものは、一般取扱所ということになるが、この「一般取扱所」という施設区分は一種の一般概念に属する施設であるので、予想しない特殊な構造又は設備による施設であっても一般取扱所に当たることとなるので本条の適用対象となり得ることとなる。

二 本条は、「市町村長等」又は「製造所」以外の施設で、給油取扱所、販売取扱所又は移送取扱所のいずれにも該当しないものには、一般取扱所ということになるが、この「一般取扱所」という施設区分は一種の一般概念に属する施設であるので、予想しない特殊な構造又は設備による施設であっても一般取扱所に当たることとなるので本条の適用対象となり得ることとなる。

(一) 「ここに「市町村長等」とは、製造所等の設置許可権者である市町村長、都道府県知事又は総務大臣を指す」とはどうでもない。

この場合において、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に係る許可並びに特定屋外タンク

貯蔵所に係る完成検査前検査について市町村長等から審査の委託を受ける危険物保安技術協会は、本条の適用に当たつての直接の認定主体ではないこととなる。ただし、同協会は特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に係る構造、設備等が法第十一条第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査を行うこととされているので、本条が法第十一条第四項の技術上の基準の一部である以上、協会の審査の対象となる。この場合本条の適用についての認定主体は直接的にはあくまでも市町村長等であるので、その適用の当否を検討するに当たつては、市町村長等と協会とは、他の一般的な基準に適合するか否かの審査以上に十分な連絡を保つことが必要である。

(二) 市町村長等が一定の要件に該当すると「認める」ときとはどのような場合を指すものであろうか。

危険物規制事務が自治事務となつていていること、及び前述の本条の趣旨を鑑みると、市町村長等は、政令第三章の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができるかどうか、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、政令第三章の基準による場合と同等以上の効力があるかどうかを、個別具体的な事例において判断することが必要である。なお、本条について、市町村長等が恣意的な運用や不適切な運用をした場合に行政の不均衡を生じ、社会に与える影響が大きいこともあり得るということを考慮しつつ、公平かつ適正に運用する必要があることはいうまでもない。そのため、市町村長等が本条を適用する際、疑義が生じた場合には、総務省消防庁に見解を求めるなど、慎重な態度での運用が望まれる。

三 本条の適用がある場合は同条の前段と後段の二つの場合である。

(一) 前段

本条前段の要件は、

危険物の品名及び最大数量 指定数量の倍数 危険物の貯蔵又は取扱いの方法 製造所等の周囲の地形
その他の状況等から判断して、政令第三章の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができる

る

と認めるときである。

そもそも基準を定めるに当たって危険物の危険性、最大数量、指定数量の倍数、貯蔵又は取扱いの方法、地形その他の状況等全ての条件を想定し、これらに適応し得る基準を定めることは事実上不可能であることから、本条前段のように一般的な基準を前提としつつ様々な条件や状況に対応することができるよう規定を置いたものである。

例えば、消防法上の危険物は、別表第一に掲げてある第一類から第六類までの物品に限られているが、その種類及び数は極めて多種多様であり、新しい危険物品も造られてくる。政令では高引火点危険物やアセトアルデヒド等について特別の基準を定めるなど、個別の物品の性質等に着目した基準が定められている場合もあるが、予め特定の危険物が有する危険性に応じた規制基準を全て定めることは不可能に近いため、本条の前段が設けられ、政令基準によらないことができるようになっているものである。また数量が極めて多い場合や逆に少ない場合についても、一般的な基準とは別の対応が妥当な場合もあり得るので、本条によりこれに対処することができることとされているものである。

さらに、危険物の貯蔵又は取扱いの方法が特殊な場合や、製造所等の危険物施設の周囲の地形その他の状況等が特殊なものであるときにも本条の適用があり得ることとされている。

これらの状況等から「判断」して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときには、政令第三章の基準によらなくてもよいこととなる。この場合「判断」するといつても、その判断は客観的なものでなければならず、同様の条件下では原則として同じ判断が下されなければならない。

判断の要件は、「火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認め」られるかどうかであるが、この基本にある考え方は消防法第一条の目的であるところの「火災を予防し、警戒し」「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を」最小限に軽減するという考え方である。

(二) 後段

本条後段の要件は、

予想しない特殊の構造又は設備を用いることにより、政令第三章の基準による場合と「同等以上の効力がある」と認めるときである。

この後段は、科学技術の進歩により現行消防法の予想しない特殊な構造又は設備を用いる製造所等が出現する場合に対応しようとする趣旨から設けられたものであるといふべきよう。ただし、予想しない特殊な構造又は設備を用いる危険物施設のうち消防法令上の「製造所等」に該当しないものについては、消防法上の許可を得ることができないので、本条は適用されない。

本条は「予想しない特殊の構造若しくは設備」を用いる場合に適用されると規定されているが、位置、構

造及び設備の全ての面で予想しない特殊な施設が設置される場合についても、当該施設が消防法令上の「製造所等」の分類に該当する限りにおいて本条の適用があると解される。

同等以上の効力があると「認める」ときとは、客観的に認められるときであり、市町村長等の主観的判断であつてはならないことは前段と同様である。

運用

一 政令基準の原則に対し、政令のただし書によつて基準の緩和の内容が詳細に定められている場合に、本条の適用があるものであろうか。

例えば、屋外タンク貯蔵所の空地について、政令第十一條第一項第二号のただし書を受けて規則第十五条で、引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵する場合、空地の幅を減ずることができる範囲を定めている。この場合、本条と同様の判断に基づき貯蔵危険物の危険性に応じて政令第三章の空地の基準の緩和を明文で認めているものであると考えられる。この意味で政令のただし書に基づく規則第十五条は、法令によって一般基準の緩和要件を示したものであると考えられるので、これをさらに緩和することは原則としてできないものと解される。特に空地については、規則第十五条で緩和する場合においても最低限度（二メートル）が明定されているので、これに反することはできないものと解される。ただし、政令の基準に対してただし書で緩和の基準を示している場合であつても、本条の判断基準に照して火災予防上適当であると客観的に認められるときには、理論上は本条の適用の余地はある。しかし法が既に明文で緩和の基準を示している以上、これをさらに緩和することを認めるには客観的に厳しい条件が必要である。

二 本条の適用により、水張試験又は水圧試験によらず、例えば気密試験において液体危険物タンクが漏れ、又は変形しないものであることとした場合の完成検査前検査はどうなるであろうか。

完成検査前検査は、液体危険物タンクを有する製造所等において漏れ及び変形に関する事項について行うこととされ、政令第十一條第一項第四号等の水張試験又は水圧試験を水張検査又は水圧検査として行うこととされている（政令第八条の二第三項、第五項）。この場合において、例えば本条を適用し、特殊な屋外タンク貯蔵所について政令第十一條第一項第四号の水圧試験にかえて気密試験とした場合完成検査前検査はどうなるかというものが問題である。

そもそも法第十一條の二第一項では、漏れ及び変形に関する事項等が法第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行うものが完成検査前検査であるとされている。この場合、本条の基準も法第十条第四項の基準であるので、本条を適用して定めた気密試験においてといふ基準も完成検査前検査において適合すべきこととされる事項となり、これにより漏れ及び変形に関する事項を検査するということになる。

この場合において、手数料はどうなるであろうか。すなわち条例では水張検査と水圧検査についての手数料しか定めていない場合、本条を適用して水張試験に代えて気密試験を行つた場合に手数料をとることができるか否かが問題となる。結論としていえば、水張試験に代えて気密試験を完成検査前検査として行う以上水張試験の手数料をとることができると解するのが妥当である。同じように、水圧試験に代えて何らかの試験を基準として必要とした場合には、水圧試験の手数料をとることができるといふことになる。

三 危険物施設等の構造、設備等で従来想定されていない機々な形態のものが開発されており、これらに適用すべき技術基準が明らかでないものがある。そこで、これらの設置許可等に際して特例適用等の判断に資するよう、危険物保安技術協会において、申請に基づきこれらについての性能評価を行う制度が設けられている。